



大阪府立健康科学センターの管理運営に関する業務
並びに手数料等の徴収事務及び既納手数料等の還付に係る
支出事務に関する委託契約書

大阪府（以下「甲」という。）と財団法人大阪府保健医療財団（以下「乙」という。）との間に大阪府立健康科学センター条例（平成13年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）第7条並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条及び第165条の3の規定による大阪府立健康科学センター（以下「センター」という。）の管理運営の委託並びに条例第3条の手数料等の徴収事務及び既納手数料等の還付に係る支出事務に関する委託契約を次のとおり締結する。

なお、業務の仕様については、別紙1及び別紙2の仕様のとおりとする。

（業務の委託）

第1条 甲は、次の各号に掲げる業務を乙に委託する。

- (1) 条例第2条に規定するセンターの業務の運営に関すること。
 - (2) センターの施設の維持に関すること。
 - (3) センターの手数料等の徴収事務に関すること。
 - (4) センターの既納手数料等の還付に係る支出事務に関すること。
 - (5) 甲と地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターとの間において別途締結する管理規約及び規約に基づく協定に定める甲負担分維持管理費用の支払に関すること。
- 2 前項第1号にいう条例第2条に規定するセンターの業務の運営上生じた収入（前項第3号及び条例第13条第1項に規定する利用料金によるものを除く。）については、計算書等証拠書類を添え、甲に報告するとともに、納付書により大阪府指定金融機関に払い込まなければならない。
- 3 第1項第2号にいうセンターの施設は別表1のとおりとする。なお、施設の維持にあたっては、甲と地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターとの間において別途締結する管理規約及び規約に基づく協定に基づき行うものとする。
- 4 第1項第3号及び第4号にいう手数料等の徴収事務及び既納手数料等の還付に係る支出事務の取扱いについては、別紙2「手数料の徴収事務並びに既納手数料等の還付に係る支出事務処理要領」のとおりとする。

（物品の貸与）

第2条 甲は、センターの運営に必要な物品で別表2に定めるものを、乙に無償で貸与するものとする。

（診療科）

第3条 センターの診療科は、内科、放射線科とする。

（委託料）

第4条 委託料の額は、金259,472,000円

（うち、消費税及び地方消費税額金19,220,000円）とする。

- 2 前項の委託料の積算内訳は、別表3のとおりとする。
- 3 別表3の各目の経費の金額は、各目の間において配分変更することができない。ただし、やむを得ない理由により、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
- 4 別表3の各節の経費の金額は、各節の間においてこれを配分変更することができる。ただし、給料、職員手当、法定福利費、旅費の節の金額を増額して流用する場合については、前項の目の例による。

（契約期間）

第5条 契約の期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。



(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(遵守事項)

第7条 乙は、第1条により委託された業務（以下「委託業務」という。）の遂行に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第10条に規定する管理者の任免に関する甲の指示
- (2) 法第24条、第25条、第28条、第29条、第35条及び第69条の規定による行政処分に関する甲の指示
- (3) 施設及び物品の委託事業以外の使用に関する甲の指示
- (4) その他関係法令に基づく甲の指示

(甲の承認を要する事項)

第8条 乙は、次の事項については、事前に甲と協議の上、その承認を得なければならない。

- (1) 管理運営業務に係る事業計画及び予算に関すること。
- (2) 管理運営業務に係る人事及び諸給与に関すること。
- (3) 管理運営業務及び徴収委託業務に係る諸規定の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他重要なこと。

(契約金額の支払)

第9条 乙は、この契約の締結後、別紙支払計画書に基づき別紙様式第1号により委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求の内容を審査し適当と認められるときは、委託料を概算で乙に支払うものとする。

(委託料の精算)

第10条 乙は、契約期間の終了後30日以内に、別紙様式第2号により委託料精算書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の精算の結果、この契約に基づく精算額が第4条の委託料に達しないときは、甲の指定する期日までに剰余金を甲に返還しなければならない。

(実績報告)

第11条 乙は、契約期間の終了後30日以内に、別紙様式第3号により事業実績報告書を甲に提出しなければならない。

(経理の明確化等)

第12条 乙は、委託料を他の経費と区分して執行し、その収支を明確にするとともに他に流用してはならない。

2 乙は、委託料の適切な執行にもかかわらず、委託料に不足を生じるおそれがあるときは、あらかじめ甲に申し出ることができる。

3 甲は、前項による申し出があったときは、甲乙協議の上、これを処理するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第13条 乙は、この契約により生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(委任又は下請負の禁止)

第14条 乙は、この契約の履行に当たって、甲の承認を得た場合を除くほか、第三者に委託し、又は請け

負わせてはならない。ただし、指定管理者指定申請書提出時に甲に示した「業務の外注計画」に係る業務及びあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(善管注意義務等)

第15条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって施設及び物品の管理に努め、委託業務以外の目的に使用してはならない。

(原状変更の禁止)

第16条 乙は、施設及び物品の形質を変更してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(滅失又はき損の報告)

第17条 乙は、施設及び物品の全部又は一部を滅失又はき損したときは、直ちにその状況を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 前項の滅失又はき損が乙の故意又は過失によって生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(実地調査等)

第18条 甲は、乙に対し必要に応じ委託業務に関する資料又は報告書の提出を求めるとともに、実地に調査又は検査を行うことができる。

(利用状況等の報告)

第19条 乙は、毎月10日までに、前月におけるセンターの利用状況を別紙様式第4号により甲に報告するとともに、委託業務遂行上重大な事件の起こった場合は、直ちに甲に報告するものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除及び変更)

第22条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は委託業務の実施及び委託料の執行が不相当であると認めるときは、乙に必要な指示を与え、乙がこれに従わないときは、契約期間中であってもこの契約を解除することができる。

- 2 甲は、契約締結後この契約について内容の変更、期間の変更、又は履行の一時停止等をする必要が生じたときは、乙と協議の上、これを変更することができる。
- 3 甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、物品を甲の指定する期日までに甲の指定した場所において甲に返還しなければならない。

(委託料の返還)

第23条 前条によりこの契約を解除したときは、乙は委託料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。

(物品の返還)

第24条 乙は、委託業務が完了したときは又は甲が第22条の規定によりこの契約を解除したときは、貸与物品を甲の指定する日までに原状に回復して甲に返還しなければならない。

(物品の帰属)

第25条 乙が委託金額の範囲内で購入した物品は、甲の所有に帰属し、委託業務が完了したときは物品報告書を別紙様式第5号により作成し、甲に返還しなければならない。

(甲の協力義務)

第26条 甲は、乙が委託業務を円滑に遂行するために必要な協力をしなければならない。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事 橋下 徹



乙 大阪市城東区森宮3丁目6番107号
財団法人 大阪府保健医療財団
理事長 島 宗健

